

平成 29 年 11 月 9 日策定  
令和 2 年 11 月 10 日改定  
伊賀市農業委員会

## 伊賀市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

### 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の行う必須事務として、明確に位置づけられた。本市の農業の現状は、農業者の高齢化、担い手不足、米価の下落など、毎年厳しさを増しており、特に中山間地域の水田においては遊休農地が増えている。

そこで、当農業委員会は、伊賀市農業再生協議会の会員（市・農業協同組合・土地改良区連合会・認定農業者協議会・農業共済組合等）と連携を図り、将来にわたり農業者の農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化を積極的に推進する必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため農地の利用調整にあたっては農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が中心となって、「農地等利用の最適化」が進んでいくよう、伊賀市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を平成 29 年 11 月 9 日定めた。この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うこととしており、令和 2 年 7 月に農業委員及び推進委員の改選が行われたことにより、以下のとおり変更し定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

### 第 2 具体的な目標と推進方法

#### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

|                    | 管内の耕地面積(A)  | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|--------------------|-------------|-----------|--------------|
| 当 初<br>(平成29年 3 月) | 7, 7 0 0 ha | 4 3 7 ha  | 5. 6 7 %     |

|                 |             |          |          |
|-----------------|-------------|----------|----------|
| 現 状<br>(令和2年4月) | 7, 8 4 4 ha | 4 9 4 ha | 6. 3 0 % |
| 目 標<br>(令和5年3月) | 7, 7 0 9 ha | 4 6 4 ha | 6. 0 2 % |

注1 管内の耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

注2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

【目標設定の考え方】「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」の「遊休農地の発生防止・解消」の遊休農地の解消面積目標の10haを3年間維持し、30ha解消する。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員が連携し、農地利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を行うことにより遊休農地を把握し、積極的に遊休農地所有者への働きかけを行うとともに、利用意向調査を実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て三重県知事の裁定で利用権の設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### ④ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

|                     | 管内の耕地面積(A)  | 集積面積(B)     | 集積率(B/A)   |
|---------------------|-------------|-------------|------------|
| 当 初<br>(平成29年3月)    | 7, 7 0 0 ha | 2, 0 8 4 ha | 2 7. 0 6 % |
| 現 状<br>(令和 2 年 4 月) | 7, 3 5 0 ha | 2, 4 1 5 ha | 3 2. 8 6 % |
| 目 標<br>(令和 5 年 3 月) | 7, 2 4 5 ha | 3, 0 8 0 ha | 4 2. 5 1 % |

注 1 管内の耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

注 2 管内の耕地面積は、近年の減少傾向から年平均 3.5 ha 減少すると見込んだ面積を記入

【目標設定の考え方】平成 25 年 3 月に策定された「伊賀市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における、認定農業者等の経営体が農用地（農業振興地域整備計画書による令和 2 年 10 月時点の農用地：6,159ha）に占める経営農地の割合を 50%（目標年度：令和 5 年）に設定された目標と同じとする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- 農業委員と推進委員による担い手への農地利用集積・集約化を進めるため、「実質化された人・農地プラン」の作成を推進する中で、集落での農業者等の話し合いに積極的に参画し農地所有者の農業上の利用意向等の情報提供などを行い、農業再生協議会の関係機関と連携して利用集積・調整相談活動を行う。
- 中山間地域等の小規模の農家が多い地域については、集落営農の組織化・法人化などを積極的に推進するなど、地域に合う取り組みを推進する。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

|                           | 新規参入者数(経営体)                  | 新規参入者経営面積                   |
|---------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 平成 2 9 年度の目標<br>(平成30年3月) | 5 経営体                        | —                           |
| 現状(累積目標)<br>(令和 2 年 3 月)  | ( 1 5 経営体)<br>3 年間実績 4 8 経営体 | ( — )<br>3 年間実績 2 0. 0 3 ha |

|                     |       |      |
|---------------------|-------|------|
| 累 積 目 標<br>(令和5年3月) | 78経営体 | 29ha |
|---------------------|-------|------|

【目標設定の考え方】新規参入については、過去3年間の実績から、令和2年から令和5年の3年間で30経営体の新規参入を目標とする。

また、新規参入者には、空き家バンク制度を利用した自給的農家も含まれることから、小規模な新規就農者の参入が見込まれる反面、後継者の確保・育成という観点にも着目することが重要とし、新規参入者が取得する農地面積も目標数に定め、3年間で9haを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 農業再生協議会の関係機関・団体と連携した新規就農者フォローアップ体制を整備し、就農相談・支援活動を行う。
- 新規就農の促進に関するイベント等の情報収集に努め、新規就農者等の参入促進を図る。

(3) 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農地取得下限面積を引き下げたことによる小規模な新規就農者の積極的な参入を図る。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入(法人を含む。)の地域の受入条件の調整等の役割を担う。
- 空き家バンク制度を利用した新規参入者を含む市外からの新規参入者について、地域を担っていける後継者の確保・育成を行う。